

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4038235号
(P4038235)

(45) 発行日 平成20年1月23日(2008.1.23)

(24) 登録日 平成19年11月9日(2007.11.9)

(51) Int. Cl.		F I		
B 6 5 D 43/22	(2006.01)	B 6 5 D 43/22		A
B 6 5 D 43/26	(2006.01)	B 6 5 D 43/26		

請求項の数 2 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願平9-325390	(73) 特許権者	591254958
(22) 出願日	平成9年11月11日(1997.11.11)		株式会社タイキ
(65) 公開番号	特開平11-147553		大阪府大阪市都島区都島北通1丁目2番16号
(43) 公開日	平成11年6月2日(1999.6.2)	(73) 特許権者	000006909
審査請求日	平成16年11月5日(2004.11.5)		株式会社吉野工業所
			東京都江東区大島3丁目2番6号
		(74) 代理人	100081617
			弁理士 新井 清子
		(72) 発明者	中村 憲司
			大阪府大阪市東淀川区西淡路6丁目3番41号 中村物産株式会社淡路工場内
		(72) 発明者	山中 伸夫
			東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会社吉野工業所内
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器本体1と、該容器本体1の上方に嵌着されており、かつ容器本体1の上面に相当する上壁部4に開口部5を有する一体成形体からなる中栓部材2と、前記中栓部材2の開口部5の全面を閉塞するようにして、前記容器本体1又は中栓部材2の一端に、常に開方向に回転するように付勢するヒンジ機構によって取り付けられている蓋体3とからなる容器において、

前記蓋体3には、該蓋体3の取り付け部とは反対側の開閉部側に前記蓋体3を閉蓋状態に保持する係止部20が垂設されており、

又前記一体成形体からなる中栓部材2には、容器本体1の上面に相当する上壁部4の端部から立ち上がって連設されている立上がり部6が設けられており、

該立上がり部6には前記係止部20と係合して前記蓋体3を閉蓋状態に保持する被係止部7が突設されており、

更に前記立上がり部6の先端部には、該先端部からほぼ直角に折り曲げられた状態の平面部12が延設されており、

該平面部12の先端には平面部12から反転している支持部材13、該支持部材13から立ち上がって形成されている連結部材17、該連結部材17の先端に連設されている押し部材11が順次設けられており、

前記平面部12には、支持部材13を嵌合するための凹部14が形成されており、該凹部14の内側端面は内側に陥没する係止凹部15になっており、

10

20

又前記支持部材 1 3 の先端は、支持部材 1 3 を前記平面部 1 2 の凹部 1 4 に重ね合わせたときに、平面部 1 2 の前記係止凹部 1 5 と係合する膨出係止部 1 6 になっており、更に前記押し部材 1 1 の内側端部 1 8 a は前記蓋体 3 の外周縁の下面に当接するように位置しており、

前記押し部材 1 1 はその外側端部 1 8 b を押し下げたときに内側端部 1 8 a が前記連結部材 1 7 を支点として上方に押し上げられることを特徴とする

容器。

【請求項 2】

容器本体 1 と、該容器本体 1 の上方に嵌着されており、かつ容器本体 1 の上面に相当する上壁部 4 に開口部 5 を有する一体成形体からなる中栓部材 2 と、前記中栓部材 2 の開口部 5 の全面を閉塞するようにして、前記容器本体 1 又は中栓部材 2 の一端に、常に開方向に回動するように付勢するヒンジ機構によって取り付けられている蓋体 3 とからなる容器において、

10

前記蓋体 3 には、該蓋体 3 の取り付け部とは反対側の開閉部側に前記蓋体 3 を閉蓋状態に保持する係止部 2 0 が垂設されており、

又前記一体成形体からなる中栓部材 2 には、容器本体 1 の上面に相当する上壁部 4 の端部から立ち上がって連設されている立上がり部 6 が設けられており、

該立上がり部 6 には前記係止部 2 0 と係合して前記蓋体 3 を閉蓋状態に保持する被係止部 7 が突設されており、

更に前記立上がり部 6 の先端部には、該先端部からほぼ直角に折り曲げられた状態の平面部 1 2 が延設されており、

20

該平面部 1 2 の先端には平面部 1 2 から反転している支持部材 1 3、該支持部材 1 3 から立ち上がって形成されている連結部材 1 7、該連結部材 1 7 の先端に連設されている押し部材 1 1 が順次設けられており、

前記中栓部材 2 の周壁内側 2 3 には、前記平面部 1 2 の上方相当位置に、前記支持部材 1 3 を平面部 1 2 に重ね合わせたときに該支持部材 1 3 が係止、固定される係止用突起 2 2 が設けられており、

更に前記押し部材 1 1 の内側端部 1 8 a は前記蓋体 3 の外周縁の下面に当接するように位置しており、

前記押し部材 1 1 はその外側端部 1 8 b を押し下げたときに内側端部 1 8 a が前記連結部材 1 7 を支点として上方に押し上げられることを特徴とする

30

容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、容器本体と、一体成形体からなる中栓部材と、蓋体とからなる容器に関するものであり、特にウエットペーパーや化粧料等を収納してある容器の蓋体を片手の指先の操作で簡単に開閉することのできる開閉構造を有し、しかもそれを極めて容易に成形し得る容器を提供するものである。

【0002】

40

【従来の技術】

一般に、湿潤性維持が要求されるウエットペーパー用の容器や、化粧料用コンパクト容器のような容器は、上面部に開口部を有する容器本体に対して、該容器本体の前記開口部を覆う蓋体を、前記容器本体の一端にヒンジ機構によって取り付け構成している。

【0003】

このようなタイプの容器にあつては、前記ヒンジ機構の反対側の位置または蓋体の周縁部に蓋体の係止機構が設けられており、この係止機構によって容器本体の開口部の全体を蓋体によって閉塞するような構造になっている。

【0004】

従来のこのような蓋体の開閉構造を有する容器にあつては、蓋体の取り付け部のヒンジ機

50

構と対向する反対側の他端部に蓋体開閉用の把手部が設けられており、この蓋体開閉用の把手部を指先で引き上げることによって係止機構部の係止機構を強制的に解除し、これによって開蓋するようにしたものであり、例えば携帯用ではないウエットペーパー用の容器として用いられている大型容器の大部分のものがこのタイプのものである。

【0005】

ところで上記の蓋体の開閉構造を具備する容器は、上述した通り指先で強制的に蓋体開閉用の把手部を引き上げ、これによって係止機構を解除して蓋体を開けるようにしてあるために、この係止機構を解除するのに指先にかなりの力が必要であった。

【0006】

このために、片手の指先で簡単に蓋体を開けることが難しく、例えば母親が乳児のおむつ替え等の際に、ウエットペーパーを容器の中から片手で取り出すというような操作を行なうことができなかった。

10

【0007】

又前記した容器においては、蓋体を解放するための把手部を取り付ける必要があり、容器自体の成形が煩雑であるという問題もあった。

【0008】

【発明が解決しようとする課題】

従って本発明の目的は、一体成形体からなる中栓部材に設けられている押し部材を片手の指先で押し下げるだけで簡単に蓋体を容器本体から開放することができ、又蓋体の1部分を片手の指先で上方から押すだけで閉蓋することができる、つまり片手の指先の操作で蓋体を簡単に開閉することができ、しかも構造的にその成形が容易である容器を提供することにある。

20

【0009】

【課題を解決するための手段】

前記目的は、以下に記載する構成による本発明の容器によって達成される。

すなわち本請求項1の発明は、容器本体と、該容器本体の上方に嵌着されており、かつ容器本体の上面に相当する上壁部に開口部を有する一体成形体からなる中栓部材と、前記中栓部材の開口部の全面を閉塞するようにして、前記容器本体又は中栓部材の一端に、常に開方向に回動するように付勢するヒンジ機構によって取り付けられている蓋体とからなる容器において、

30

前記蓋体には、該蓋体の取り付け部とは反対側の開閉部側に前記蓋体を閉蓋状態に保持する係止部が垂設されており、

又前記一体成形体からなる中栓部材には、容器本体の上面に相当する上壁部の端部から立ち上がって連設されている立上がり部が設けられており、

該立上がり部には前記係止部と係合して前記蓋体を閉蓋状態に保持する被係止部が突設されており、

更に前記立上がり部の先端部には、該先端部からほぼ直角に折り曲げられた状態の平面部が延設されており、

該平面部の先端には平面部から反転している支持部材、該支持部材から立ち上がって形成されている連結部材、該連結部材の先端に連設されている押し部材が順次設けられており

40

、前記平面部には、支持部材を嵌合するための凹部が形成されており、該凹部の内側端面は内側に陥没する係止凹部になっており、

又前記支持部材の先端は、支持部材を前記平面部の凹部に重ね合わせたときに、平面部の前記係止凹部と係合する膨出係止部になっており、

更に前記押し部材の内側端部は前記蓋体の外周縁の下面に当接するように位置しており、しかも前記押し部材は、その外側端部を押し下げたときに内側端部が前記連結部材を支点として上方に押し上げられるように作動する容器からなる。

【0010】

又、本請求項2の発明は、容器本体と、該容器本体の上方に嵌着されており、かつ容器本

50

体の上面に相当する上壁部に開口部を有する一体成形体からなる中栓部材と、前記中栓部材の開口部の全面を閉塞するようにして、前記容器本体又は中栓部材の一端に、常に開方向に回動するように付勢するヒンジ機構によって取り付けられている蓋体とからなる容器において、

前記蓋体には、該蓋体の取り付け部とは反対側の開閉部側に前記蓋体を閉蓋状態に保持する係止部が垂設されており、

又前記一体成形体からなる中栓部材には、容器本体の上面に相当する上壁部の端部から立ち上がって連設されている立上がり部が設けられており、

該立上がり部には前記係止部と係合して前記蓋体を閉蓋状態に保持する被係止部が突設されており、

更に前記立上がり部の先端部には、該先端部からほぼ直角に折り曲げられた状態の平面部が延設されており、

該平面部の先端には平面部から反転している支持部材、該支持部材から立ち上がって形成されている連結部材、該連結部材の先端に連設されている押し部材が順次設けられており、

前記中栓部材の周壁内側には、前記平面部の上方相当位置に、前記支持部材を平面部に重ね合わせたときに該支持部材が係止、固定される係止用突起が設けられており、

更に前記押し部材の内側端部は前記蓋体の外周縁の下面に当接するように位置しており、前記押し部材はその外側端部を押し下げたときに内側端部が前記連結部材を支点として上方に押し上げられるように作動する容器からなる。

【0011】

【発明の実施の形態】

上記の構成による容器本体と、一体成形体からなる中栓部材と、蓋体とからなる本発明の容器においては、蓋体の外周近傍にこれらの各部材の係止部を設けてあり、又容器本体の上部に嵌着されている一体成形体からなる中栓部材には、蓋体を閉じたときに前記蓋体の係止部と係合する被係止部と、同じく蓋体を閉じた状態にあるときに、その内側端部が蓋体の外周端部の下面に接するように配置してあり、かつ前記被係止部より外側に設けられている立上がり突起部の先端に支持されている蓋体解放用の押し部材とが設けられているので、該押し部材の外側端部を片手の指先で押し下げると、前記突起部を支点として押し部材の内側端部が上方に押し上げられ、これによって蓋体の外周端部が上方に押し上げられ、前記係止部が上方に引き上げられるように作動する。

【0012】

かくして、蓋体側の係止部と一体成形体からなる中栓部材側の被係止部との間の係合が解除され、蓋体の中栓部材を係合してある容器本体から簡単に解放される。またこの中栓部材を係合してある容器本体から解放されている蓋体を、その上方から、該容器本体に対して片手の指先で押し下げるだけで、前記係止部と被係止部とが係合し、蓋体が閉塞状態になる。

【0013】

【実施例】

以下、図面に基づいて本発明の容器の具体的な構成を説明する。

図1は、本請求項1の発明の容器における蓋体の開閉構造の1例を示す部分拡大断面図であり、図2は、図1に示す容器に使用してある一体成形体からなる中栓部材の部分拡大断面図であり、容器本体に嵌着する前の状態を示すものである。

【0014】

容器本体と、一体成形体からなる中栓部材と、蓋体とからなる本請求項1の発明の容器は、図1による部分拡大断面図に示されるように、ウェットペーパー等が収納される容器本体1と、該容器本体1の上方に嵌着されており、かつ容器本体1の上面に相当する上壁部4に開口部5を有する一体成形体からなる中栓部材2と、前記中栓部材2の開口部5の全面を閉塞するようにして、前記容器本体1又は一体成形体からなる中栓部材2の一端に、常に開方向に回動するように付勢するヒンジ機構によって取り付けられている蓋体3とか

10

20

30

40

50

らなる。

【0015】

前記一体成形体からなる中栓部材2及び蓋体3は、弾性を有するプラスチックによって成形されており、蓋体3には、該蓋体3の取り付け部とは反対側の開閉部側に前記蓋体3を閉蓋状態に保持する係止部20が垂設されている。

【0016】

又前記一体成形体からなる中栓部材2には、容器本体1の上面に相当する上壁部4の端部から立ち上がって連設されている立上がり部6が設けられており、該立上がり部6には前記係止部20と係合して前記蓋体3を閉蓋状態に保持する被係止部7が突設されており、更に前記立上がり部6の先端部には、該先端部からほぼ直角に折り曲げられた状態の平面部12が延設されており、該平面部12の先端には平面部12から反転している支持部材13、該支持部材13から立ち上がって形成されている連結部材17、該連結部材17の先端に連設されている押し部材11が順次設けられており、前記押し部材11の内側端部18aが前記蓋体3の外周縁の下面に当接するように位置している。

10

【0017】

更に、前記一体成形体からなる中栓部材2の平面部12には、凹部14が形成されており、該凹部14に、平面部12から反転している前記支持部材13が嵌合している。

【0018】

又前記係止部20は、前記蓋体3の外周縁の近傍で容器本体1側に向かって垂設されている係止部材19の下端において、外側に膨隆して形成されている部分である。

20

【0019】

そして、前記押し部材11は、その外側端部18bを押し下げたときに内側端部18aが前記連結部材17を支点として上方に押し上げられように作動する。

【0020】

なお、一体成形体からなる中栓部材2に設けられている周壁部9、10は、容器本体1の周壁上部8に嵌合する延設部分である。

【0021】

次に、前記一体成形体からなる中栓部材2の構成を、図2に基づいてより詳細に説明する。

一体成形体からなる中栓部材2において、容器本体1の上面に相当する上壁部4には、ウエットペーパー等の取り出し口たる開口部5が設けられている。また、この上壁部4の端縁には立ち上がり部6が連設されており、該立ち上がり部6の所定箇所には内側に突設する被係止部7が膨出して形成されている。

30

【0022】

さらに前記立ち上がり部6の先端よりほぼ直角に連設されている平面部12には、下側に向かって延びる周壁部9、10が、前記容器本体1の周壁上部8の肉厚に応じた間隔を置いて設けられている。

【0023】

前記周壁部10の所定箇所には内側に突出する係合突部9aが設けられており、該係合突部9aは容器本体1の前記周壁上部8に形成してある外側に突出する係合突部8aと係合するようになっている。

40

【0024】

前記平面部12には後述する押し部材11を支持する支持部材13を嵌合して固定するための凹部14が形成されており、該凹部14の内側端面は、内側に陥没する係止凹部15になっている。

【0025】

更に前記平面部12の先端には、押し部材11を支持する支持部材13が連設されており、該支持部材13の先端は、支持部材13を折曲して前記平面部12の凹部14に重ね合わせたときに、平面部12の前記係止凹部15と係合する膨出係止部16になっている。

【0026】

50

前記支持部材 1 3 の先端側付近には上方に立ち上がる連結部材 1 7 が突設されており、該連結部材 1 7 の先端に押し部材 1 1 が連設されている。

【 0 0 2 7 】

この押し部材 1 1 は、その内側端部 1 8 a が、蓋体 3 を閉塞状態にしたときに蓋体 3 の外周縁の下面に当接するように配設されている。

【 0 0 2 8 】

これによって、弾性材料で成形されている一体成形体からなる中栓部材 2 の押し部材 1 1 の外側端部 1 8 b を、上方より指先で押し下げると、前記連結部材 1 7 を支点として押し部材 1 1 の内側端部 1 8 a が上方に押し上げられ、当接している蓋体 3 の外周縁が上方に押し上げられるように作用する。

10

【 0 0 2 9 】

前記構成を有する一体成形体からなる中栓部材 2 を容器本体 1 に取り付けるに際しては、平面部 1 2 側に支持部材 1 3 を折り曲げた後に、これを平面部 1 2 の凹部 1 4 に重ね合わせると共に、支持部材 1 3 の先端の膨出係止部 1 6 を平面部 1 2 の係止凹部 1 5 に係合して固定する。

【 0 0 3 0 】

次いで、一体成形体からなる中栓部材 2 の前記周壁部 9、10 の間に、容器本体 1 の周壁上部 8 を嵌着し、かつ前記係合突部 8 a と係合突部 9 a とを係合することにより、中栓部材 2 を容器本体 1 の上方に取り付ける。

【 0 0 3 1 】

なお蓋体 3 は、図示していない従来のもと同様に、反対側の端部が枢着されており、弾性部材の特性あるいはバネ等を利用したヒンジ機構によって、蓋体が常に開方向に回動するように付勢されている状態で取り付けられている。

20

【 0 0 3 2 】

又蓋体 3 には、外周縁付近に垂設されている弾性部材よりなる係止部材 1 9 が設けられており、該係止部材 1 9 の下方部分には前記一体成形体からなる中栓部材 2 の立上がり部 6 に設けた被係止部 7 に係合する係止部 2 0 が外側に突設されている。

【 0 0 3 3 】

かかる構造によって、蓋体 3 を一体成形体からなる中栓部材 2 に対して押し下げると前記係止部材 1 9 の係止部 2 0 が被係止部 7 を越えて係合し、これにより蓋体 3 が閉塞状態を保持することになる。

30

【 0 0 3 4 】

又蓋体 3 が前記押し部材 1 1 によって上方に押し上げられると、前記係止部 2 0 が被係止部 7 を越えて係合が解除され、これによって蓋体 3 が解放される。

【 0 0 3 5 】

更に、前記構成による本請求項 1 の発明の容器における蓋体の開閉作用について、以下に説明する。

図 1 において、蓋体 3 が閉じられている状態から、蓋体 3 を解放するには、中栓部材 2 における押し部材 1 1 の外側端部 1 8 b を指先で押し下げる。

【 0 0 3 6 】

この押し部材 1 1 の押し下げによって、該押し部材 1 1 の内側端部 1 8 a が、連結部材 1 7 を支点として上方に押し上げるように作用する。

40

【 0 0 3 7 】

これによって、押し部材 1 1 の内側端部 1 8 a の壁部に当接している蓋体 3 の外周縁が上方に押し上げられ、蓋体 3 の係止部 2 0 と中栓部材 2 の立上がり部 6 に形成してある被係止部 7 との間の係合が解除され、蓋体 3 が容器本体 1 に嵌着されている一体成形体からなる中栓部材 2 から解放される。

【 0 0 3 8 】

ここで、蓋体 3 は常に解放方向に回動するように付勢されており取り付けられているから、上記のようにして前記係止部 2 0 と被係止部 7 との係合が解除されると、蓋体 3 は自ずから

50

全開状態になる。

【0039】

又、蓋体3を再度閉塞状態にするには、蓋体3の1部分を指先で押圧すればよく、この押圧力によって前記係止部20と被係止部7とが係合し、蓋体3に付与されている前記付勢力に抗して蓋体3に閉塞状態を保持させることができる。

【0040】

続いて図3は、本請求項2の発明の容器における蓋体の開閉構造の1例を示す部分拡大断面図であり、図4は、図3に示す容器における支持部材13の係止、固定に係る係止用突起を説明する斜面図である。なお、図3及び図4においては、図1及び図2と共通する部分は、図1及び図2と同一の符号で表示してある。

10

【0041】

上記の図3及び図4に示す蓋体の開閉構造においては、中栓部材2における支持部材13を平面部12側に折り曲げて、該平面部12に対して支持部材13を係止、固定するときの構造が、上記の図1及び図2に示した蓋体の開閉構造と相違するのみであり、その他の構成については、前記した図1及び図2に示す蓋体の開閉構造と同一であり、その作用は図1及び図2に示す蓋体の開閉構造と全く同一である。

【0042】

図3及び図4において、中栓部材2の周壁内側22には、支持部材13を平面部12側に折り曲げて該平面部12に重ね合わせたときに、支持部材13を係止、固定するための係止用突起21が設けられている。

20

【0043】

つまり、支持部材13を上方より押圧すると、該支持部材13の側面部が撓みながら前記係止用突起21を乗り越えて、支持部材13が係止用突起21と前記平面部12との間に入り込み、支持部材13が平面部12に対して係止、固定される。

【0044】

なお係止用突起21は、図4の斜面図に示すように、該係止用突起21を前記支持部材13の側面部が乗り越え易いように、その上面23を下方に向かう傾斜面にしてある。

【0045】

しかして、図3及び図4に示す中栓部材2を容器本体1に取り付けるに際しては、図3において点線で示してある中栓部材2の平面部12側に支持部材13を折り曲げた後に、更に支持部材13を上方より押圧し、支持部材13の側面部を撓ませながら係止用突起21を乗り越えて、支持部材13を係止用突起21と前記平面部12との間に入り込ませ、支持部材13を平面部12に対して係止、固定する。

30

【0046】

次いで、一体成形体からなる中栓部材2の周壁部9、10の間に、容器本体1の周壁上部8を嵌着し、かつ前記係合突部8aと係合突部9aとを係合することにより、中栓部材2を容器本体1の上方に取り付ける。

【0047】

更に、図4において、符号24は平面部12に設けてある貫通溝であり、中栓部材2の成形用金型において、係止用突起21の成形上から必然的に成形された部分であって、上記の支持部材13の係止、固定には無関係である。

40

【0048】

本請求項1及び請求項2の発明の容器は前記したような構成を有し、かつ作用を果たすものであるから、少なくとも一体成形体からなる中栓部材2および蓋体3の係止部20は、弾性材料あるいは可撓性材料等で形成してあることが必要である。

【0049】

【発明の効果】

以上の通りの構成及び作用を有する本発明の容器にあっては、押し部材11を指先で押し下げるだけで、蓋体3を中栓部材2が取り付けられている容器本体1から2から簡単に解放することができ、又蓋体3の1部分を片手の指先で上方から押すだけで閉塞することが

50

できるので、例えば母親が乳幼児のおむつ替えを行なうようなときにも、片手の指先の操作で蓋体 3 を中栓部材 2 が取り付けられている容器本体 1 に対して、容易に開閉することができる。

【 0 0 5 0 】

又、本発明の容器にあつては、容器本体に取り付けられる一体成形体からなる中栓部材は、その構造上から、押し部材を含んだ 1 ピースの成形体になっているために、中栓部材の成形が容易であり、これによって上記の容器を極めて簡単に得ることができる。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】本請求項 1 の発明の容器の蓋体の開閉構造部分の 1 例を示す部分拡大断面図である。

10

【 図 2 】図 1 に示される容器に使用してある一体成形体からなる中栓部材の部分拡大断面図である。

【 図 3 】本請求項 2 の発明の容器における蓋体の開閉構造の 1 例を示す部分拡大断面図である。

【 図 4 】図 3 に示す容器における支持部材 1 3 の係止、固定に係る係止用突起 2 1 を説明する斜断面図である。

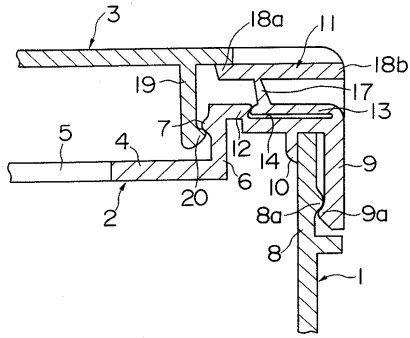
【 符号の説明 】

- 1 容器本体
- 2 一体成形体からなる中栓部材
- 3 蓋体
- 4 容器本体 1 の上面に相当する上壁部
- 5 開口部
- 6 立ち上がり部
- 7 被係止部
- 1 1 押し部材
- 1 2 平面部
- 1 4 凹部
- 1 5 凹部 1 4 の内側端面に形成されている係止凹部
- 1 6 支持部材 1 3 の先端に形成されている膨出係止部
- 1 7 連結部材
- 1 9 係止部材
- 2 0 係止部
- 2 1 係止用突起
- 2 2 中栓部材 2 の周壁内側

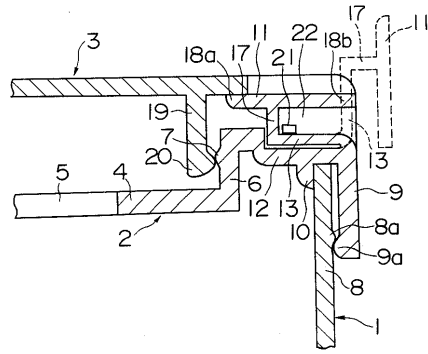
20

30

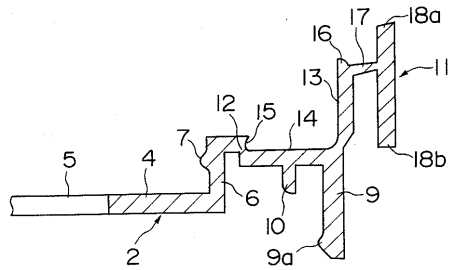
【 図 1 】



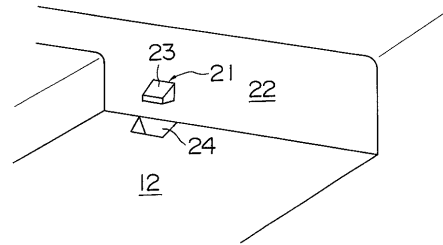
【 図 3 】



【 図 2 】



【 図 4 】



フロントページの続き

(72)発明者 橋本 和紀
東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会社吉野工業所内

審査官 白川 敬寛

(56)参考文献 特開平08-107809(JP,A)
特開平09-058725(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 35/44-35/54

B65D 39/00-55/16

A45D 33/00